

2012 年度

公益財団法人似鳥国際奨学財団外国人留学生奨学生一般募集要項

1. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、世界各国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、学部<sup>に在学する者は</sup>2012年4月1日現在で26歳以下、大学院に在学する者は2012年4月1日現在で28歳以下の者
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達が十分に可能である者
- (6) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会（年2回を予定）に出席できる者
- (8) 似鳥国際奨学財団からの奨学金の受給期間、他の奨学金や留学生対象の研究助成金を受ける予定の無い者（当財団は、他の奨学金との重複受給を認めませんので予めご了承ください）
- (9) 修学のために日本でアルバイトをする者
- (10) 当財団の奨学生を終了後、当財団の卒業生（OB・OG）として交流活動に積極的に協力できる者

2. 対象学年

学部学生 : 2012年4月に3年次生又は4年次生に正規生として在学する者。

大学院学生 : 2012年4月に修士1年次生又は修士2年次生に正規生として在学する者。

ただし、学部<sup>に在学する者は</sup>2012年4月1日現在で26歳以下、大学院に在学する者は2012年4月1日現在で28歳以下の者であること。また、所定の必要最少限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

3. 奨学金（2011年12月21日改定）

学部学生 月額11万円

大学院学生 月額11万円

既に2011年10月15日～12月20日までに応募エントリーした学生が奨学生として合格する場合も、上記改定後の奨学金を適用する。

4. 奨学金支給期間

原則として、2012年4月から、在学課程最終年度まで。最長2年間（但し留年は認めない）。

## 5. 人数

約 55 名

## 6. 受付期間 (2011 年 12 月 21 日改定)

2011 年 10 月 15 日～2012 年 1 月 31 日

(但し、応募多数の場合、期間中であっても受付を締め切ることもある。)

## 7. 一般応募の手続き

HP 内→奨学生募集→2012 年度奨学金応募エントリーから情報登録にて応募  
(応募段階での書類提出はありません)

※ 入力項目審査及びWEB試験選考終了後、2012 年 2 月に一次面接を実施予定。  
一次面接時に以下の書類を提出とする。

- (1) 応募書類チェックリスト
- (2) 写真 3 枚 (縦 5 センチ×横 4 センチ 上半身の写真 裏面に氏名記入)
- (3) 応募エントリー補足書
- (4) 在学証明書 (大学院入学予定者は、合格通知 (入学許可書) の写し)
- (5) 外国人登録証明書の写し (住所、氏名、在留資格の確認)
- (6) 成績証明書
- (7) 推薦書 (学部長又は指導教員によるもの) 用紙は、A4 サイズで 1 ページ
- (8) 両親所得証明書
- (9) 本人の前年度所得証明書 (居住地の地方公共団体発行) 及び本年度アルバイト給与明細
- (10) 賃貸証明書 (家賃を証明するもの)
- (11) 日本留学試験の成績通知書のコピー又は日本語能力試験 1 級成績証明書のコピー

## 8. 選考及び決定

書類、WEB試験及び面接、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、代表理事が奨学生を決定する。採用決定者については、2012 年 4 月上旬頃に大学及び本人に通知する。(予定)

\*奨学金贈呈式 (2012 年 4 月予定) の出席を以って正式に奨学生として認定する。奨学金贈呈式への出席が必須となる。

## 9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。又、悪質な場合は返還を求めることがある。

- (1) 一ヶ月以上病気等により長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき

- (6) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (7) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (8) 当財団の公印のある許可書を取得しない状態で、奨学生交流会を欠席したとき
- (9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (10) 留学生として資格を失ったとき
- (11) 一時帰国、転居等による 14 日以上の所在不明、連絡不能になったとき
- (12) 他の奨学金を重複受給したとき
- (13) 指導教官から就学または研究の継続が不適合と認められたとき
- (14) 倫理に反する行為が認められたとき
- (15) 正規の就職が決まったとき
- (16) 本募集要項上の義務に違反したとき
- (17) 当財団が奨学金の支給の継続を不適合と認めたとき

\*上記の(1)～(15)の件が発生した場合、奨学生は財団へ報告義務がある。

#### 10. 奨学生交流会の欠席について

当財団の公印のある許可書を取得しない状態で、奨学生交流会を欠席した場合は、奨学生認定の取り消し又は奨学金の打ち切りをおこなう場合がある。

奨学生交流会は以下(1)(2)の理由で欠席が認められる場合がある

- (1) 授業に出席するため(大学学生課の証明書が必要)
- (2) 病気(医師の診断書、治療期間の明記が必要)

上記(1)(2)のいずれの理由の場合も、奨学生が下記①～③の手順を踏んで当財団から公印のある許可書を取得して欠席した場合のみ、奨学金を継続して支給する。

- ① 当財団にメール及び電話で届け出て、
- ② 大学の証明書又は医師の診断書を提出した後、
- ③ 当財団の公印のある許可書を取得

上記(1)(2)のいずれの理由の場合でも、直前の届出により当財団の公印のある許可書を取得しないで欠席した場合は、奨学金を打ち切る場合がある。

#### 11. 奨学金の重複受給

当財団では、他の奨学金の重複受給を認めていない。奨学生が他の奨学金に合格した場合は、似鳥国際奨学財団に2週間以内に連絡し、似鳥国際奨学財団を辞退して、重複している期間の奨学金全額を、他の奨学金の初回受領後1ヶ月以内に似鳥国際奨学財団へ戻しいれ(返金)しなければならない。

#### 12. 奨学金の支給開始

奨学金は、奨学生が財団に以下の2つの書類を提出した後に支給を開始する。

- ① 2012年4月の日付で発行された大学の在学証明書
- ② 奨学金振込先の銀行口座のｺｰﾄﾞ

### 1 3. 報告書の提出

奨学生は、代表理事から要求があったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

### 1 4. 日本でのアルバイト

奨学生は、資格外活動許可を取得したうえで、夏期7～9月の3ヶ月間のうち30日以上(1日あたり4時間以上)及び冬期12月～1月の2ヶ月間のうち15日以上(1日あたり4時間以上)アルバイトをし、各々の期間のアルバイトの給与証明書のコピーを当財団の要求に従い当財団に提出しなければならない。

### 1 5. 個人情報の管理について

似鳥国際奨学財団は、個人情報を法令に従って安全かつ適切に取扱います。

申込書類にご記入いただく個人情報は選考の目的にのみ使用いたします。合格者については、申込書類を財団にて保管し、卒業後のネットワーク事業の基本情報として活用します。合格者リストは、応募者の所属する大学や、似鳥国際奨学財団の関係者他にも送付しますので、あらかじめご了承ください。

不合格者の申込書類は、一定の期間財団で保管した後、廃棄処分します。

似鳥国際奨学財団の奨学生の氏名、国籍、性別、在籍大学、研究分野を掲載した奨学生リストを似鳥国際奨学財団のホームページで公開します。

### 1 6. 注意事項

この募集要項について、不明の点があれば、下記財団事務局まで問い合わせてください。

#### 問い合わせ先・応募先

公益財団法人 似鳥国際奨学財団 東京事務所（担当：石田）

〒115-0043 東京都北区神谷3丁目6番20号 (株)エトリホールディングス東京本部内

TEL 03-3903-3591 FAX 03-6741-1281